

第9条の6第1項

許可施設設置者である法人の合併の場合（許可施設設置者である法人と許可施設設置者でない法人が合併する場合において、許可施設設置者である法人が存続するときを除く。）又は分割の場合（当該許可に係る一般廃棄物処理施設を承継させる場合に限る。）において当該合併又は分割について都道府県知事の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継した法人は、許可施設設置者の地位を承継する。

【基準法令】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第9条の6第2項

第8条の2第1項（第3号及び第4号に係る部分に限る。）の規定は、前項の認可について準用する。

第15条の2第1項

都道府県知事は、前条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。
- 二 その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該産業廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。
- 三 申請者の能力がその産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画に従って当該産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。
- 四 申請者が第十四条第五項第二号イからへまでのいずれにも該当しないこと。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

第12条の2の3

法第15条の2第1項第3号（法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。）の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
- 二 産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

法第14条第5項第2号

申請者が次のいずれにも該当しないこと。

- イ 第7条第5項第4号イからトまでのいずれかに該当する者
- ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）
- ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの
- ニ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
- ホ 個人で政令で定める使用人のうちイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
- ヘ 暴力団員等がその事業活動を支配する者